

# コスモ塾受講お申込み規約

内閣府認証 特定非営利活動法人 弁理士支援事務職養成スクール コスモ塾（以下、「当塾」といいます）が運営する講座を受講される場合には、以下の規約（以下、「当規約」といいます）を遵守していただきますので、予めご了承のうえお申込みください。申込フォームの送信、受講申込書の送付または送信をもちまして、当規約にご同意いただきましたものとみなします。

|         |   |          |  |
|---------|---|----------|--|
| 適用範囲    | 当塾が運営する講座の受講申込みについては、本規約が適用されます。本規約に定めがない事項については、当塾が発行するパンフレット、塾案内、募集要項、塾生証、その他各種案内、および当塾が運営するホームページに掲載した事項によるものとします。   | 不正受講の禁止  | 1. 受講証を使用もしくは偽造して、あるいは当塾職員を欺いて、当塾の運営する講座を不正に受講した者、またはその廣のある行為をした者（以下、「不正受講者」といいます）には受講契約上の債務不履行又は不法行為に基づき本契約を直ちに解除し、かつ損害賠償を申し受けれます。<br>2. 不正受講者およびこれに関与した者は、損害賠償として、当該講座受講料全額に相当する額を支払うものとします。<br>3. 当該不正受講が刑事責任を問うる態様で行われた場合には当塾は、告訴等刑事上の手続きをとらせていただきます。  |
| 定義      | 本規約で用いる用語について、以下のとおり定義します。<br>(1)「受講希望者」とは、当塾講座の受講を希望する個人を指します。<br>(2)「お申込者」とは、受講に係る費用（入学金および受講料等）を負担される個人または社団を指します（受講者と同一の方である場合を含みます）。<br>(3)「受講者」とは、受講契約成立後に当塾が運営する講座を受講される個人を指します。<br>(4)「塾生」とは、現に受講している個人および過去に受講者であった個人を指します。ただし、退塾手続（強制退塾を含む）を完了した個人を除きます。  | 修了試験・修了証 | 1. 当塾は、講座終了後に修了試験を実施し、所定の修了基準を満たした受講者に対し、修了証を交付します。ただし、受講形態により修了証を交付しない場合がありますので、ご留意ください。<br>2. 当塾は、修了試験の結果、受講者に対し個人成績表を交付します。なお、受講者ご本人の同意がある場合には、お申込者その他の関係者に交付することがあります。<br>3. 修了証および個人成績表は、修了式にて交付致します。<br>4. 修了式の日より2ヶ月経過後は、修了証、個人成績表、講義配付物、その他の書類の交付・配付には応じられませんので、予めご了承願います。   |
| 受講のお申込み | 1. 受講希望者は、当塾又は当塾認定の代理店が発行する所定の『受講申込書』（WEB サイト上の申込フォームを含む）に必要事項を漏れなくご記入・ご捺印若しくは入力の上、当塾事務局又は当塾認定の代理店まで提出または送付・送信してください。<br>2. 口頭でのお申込は、原則として受付けておりません。  | 禁止事項     | 1. 講義内容の録画・録音は固く禁止致します。違反者に対しては、録画録音媒体の没収、破棄、データ消去その他の措置をとらせていただきます。<br>2. 館内の電源は一切の私的使用を禁止致します。<br>3. 当塾内に設置してある電話は、ご利用になれません。<br>4. 当塾内での喫煙は、固く禁止しております。   |
| 入学金     | 1. 入学金は、原則として当塾が運営する講座に初めて受講される方1名につき初期の登録事務手数料としてお申込者にご負担いただくものです。<br>2. 入学金は、別途募集案内等に明記するものとします。  | 退塾       | 1. 塾生は、塾生ご本人またはお申込者の書面による申出により退塾することができます。<br>2. 退塾した方は、退塾手続完了の日より当塾塾生としての特典その他のサービスを受ける資格を失い、再び当塾が運営する講座を受講する際には、初めより入塾手続を行って頂く必要がありますので、ご了承ください。   |
| 受講料     | 1. 受講料は、入学金とは別に、お申込みの対象講座に係る授業料および事務手数料としてお申込者にご負担いただくものです。<br>2. 受講料は、別途募集案内等に明記するものとします。なお、当該募集要項に明記された受講料は、当該募集対象の講座のみに適用される料金であり、次回講座ならびに将来の講座には適用されませんので、ご留意ください。<br>3. 別途募集要項等で明記した受講料につき特に優待条件の適用を希望される場合は（複数の優待制度がある場合には併用はできません）、受講申込書の所定欄にその旨をご記入ください。受講申込書の所定欄にその旨のご記入がない場合には、適用条件に該当するときでも、適用を受けることができませんので、ご留意願います。  | コスモ塾教材   | 1. 『コスモ塾教材』とは、当塾が実施する各講座で使用するテキスト、レジュメ、板書、および講義が収録されたカセットテープ、ビデオテープ、CD-ROM、DVD、その他のメディアを通じて記録された文字・文章、音声、画像・映像を指します。<br>2. コスモ塾教材の著作権、商標権、その他の知的財産権は、当塾に帰属します。但し、受講者の肖像権等の一身専属権については、この限りではありません。<br>3. コスモ塾教材について、以下の行為を禁止致します。<br>(1) 受講者本人の学習目的範囲を超えて、複製すること。<br>(2) コスモ塾教材を営利を目的として第三者に売却または貸与すること。<br>(3) その他当塾に帰属する知的財産権を侵害すること。<br>4. 前項の各号に該当する行為があったときは、当塾は、当該行為者に対し、コスモ塾教材の返還もしくは侵害品の没収を請求できるものとし、民事または刑事上の措置をとるものとします。    |
| 受講お申込手続 | 1. お申込者は、当塾が発行する請求書に基づき、当該受講希望者に係る所定の入学金および受講料等（以下、受講料等といいます）を、所定の期日までにお支払いください。<br>2. 受講料等のお支払いは、当塾指定に係る銀行口座へのお振込みのみ取り扱っております。なお、振込手数料はお申込者にてご負担願います。<br>3. 受講お申込手続は、受講申込書を提出若しくは送付・送信し、かつ、入学金及び受講料をお支払い頂きましたときに完了します。<br>4. 受講希望者またはお申込者において、受講申込書への記入に不備もしくは誤記、または本規約、当塾が発行する各種案内書についての不知若しくは誤解釈があった場合、当塾は、これによる不利益につき一切の責任を負いかねますので、予めご了承願います。なお、これらの書類につき疑問点やご不明点があるときは、当塾事務局までお問い合わせ願います。 | 講義のビデオ撮影 | 1. 当塾は、個人情報の保護およびプライバシーを著しく害しない範囲で、講義中の模様をビデオカメラに撮影・録音することがありますので、予めご了承願います。<br>2. 前項の撮影中、受講者個人を特定できる態様で撮影され、かつ記録しておくことが適切でない場合には、当該受講者の申出に基づき、当塾が責任をもって当該場面の消去等適切な処置を施すものとします。  |
| 解約・返金等  | 1. お申込者は、受講契約成立後において、受講者ご本人の死亡、重大な疾病による受講不能またはこれらに準ずる正当な事由がある場合を除き、受講契約の解約等を理由として、受講料等の返金を請求できません。<br>2. 当塾は、原則として、経済事情の悪化、時間的事情の変化、受講者の職場退職等の私的な理由に基づく解約には応じられません。<br>3. 正当な事由に基づく受講契約の解約等のお申出による返金額については、ご入金された全額から当該申出日までに実施済みの講義部分に相当する受講料および入学金を控除した額とします。   | 個人情報の取扱い | 1. 当塾では、申込書および必要に応じて提出いただく書類（電子媒体を含む）に記入された個人情報は、教材発送、電話・Eメール等による連絡、コスモ塾に関する情報提供の目的において使用するものであって、それ以外の目的には使用致しません。なお、ここでいう「個人情報」とは、氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等個人を特定することができる情報を指します。<br>2. 当塾は、お預かりしている個人情報について、ご本人様の同意なく第三者に開示することは致しません。ただし、法令上正当事由のある場合、健康上の理由その他理由で緊急を要しやむを得ないと判断できる場合を除きます。<br>3. ご本人様が当塾に開示・登録した情報を修正、訂正を希望する場合、また当塾よりの情報提供その他のご連絡の停止を希望する場合には、当塾事務局にお申し出ください。<br>4. 当塾の個人情報の取り扱いに関するご意見・ご質問は、当塾事務局までお問い合わせ下さい。 |
| 塾生証     | 1. 当塾は、当塾が運営する講座を初めて受講する個人の方に対し、塾生証を発行します。<br>2. 塾生証は、当塾の会員を証するものとして、受講者ご本人のみ使用できるものです。なお、塾生証は、公共交通機関等における学割等に利用できませんのでご留意下さい。<br>3. 塾生証は、来塾時は常に所持するものとし、職員がその提示を求めたときは、速やかに提示してください。<br>4. 塾生証を紛失した場合には、速やかに当塾事務局に届出を行い、再発行の手続きを行ってください。<br>5. 塾生証の再発行は、紛失の理由如何を問わず、発行手数料（2,000円/1枚）をご負担頂きます。  |          |  |
| 受講証     | 1. 当塾は、当塾が運営する講座を受講する個人の方に対し、講座単位で受講証を発行します。<br>2. 受講証は、お申込みの講座を受講する資格を証明するものであり、受講の際にこれを提示していただきます。受講の際にこれを所持していない場合には受講できないことがありますので、ご留意ください。<br>3. 受講の際受講証を所持し忘れた場合には、その旨を事務局に申し出を行ってください。仮受講証の発行をもって、当日の講義のみ受講することができます。<br>4. 受講証を紛失された場合には、事務局に速やかに届出を行い、再発行の手続きを行ってください。<br>5. 受講証は、受講者ご本人以外の方は一切使用できません。  | 信義誠実の原則  | 受講希望者、お申込者、受講者および塾生（以下、「お客様」といいます）ならびに当塾は、相互に信義誠実の原則に従い、本規約を遵守するものとします。  |
|         |   | 管轄       | 万一、当塾とお客様との間の争いが生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。   |
|         |   | 施行日      | 本規約は、平成21年1月1日より施行します。   |